

【資料2】

(仮称) ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方に関する パブリックコメントの結果について

(仮称) 品川区ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方について、パブリックコメントを実施した。その結果について、報告する。

- | | | |
|-----------|---|----------------------|
| 1. 募集期間 | 令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで | |
| 2. 応募方法 | 電子申請、郵送、男女共同参画センターへの持参、FAX | |
| 3. 意見応募状況 | 応募総数74人(内訳:電子申請65人、持参1人、FAX8人)
意見件数65件 | |
| 4. 主な意見 | 裏面のとおり | |
| 5. 結果公表時期 | 令和6年2月1日(予定) | |
| 6. 公表方法 | 広報しながわ2月1日号(予定)
区ホームページ
男女共同参画センターおよび区政資料コーナー | 概要のみ
資料閲覧
資料閲覧 |

【主な意見・要望】

条例について	
No. 6 他 6 件	<ul style="list-style-type: none"> ・全国でも稀有なジェンダー平等が実現されている自治体になること、そしてベストプラクティスとして全国の模範となるようPR活動を十分に行うこと。 ・ジェンダー平等への条例制定を歓迎する。これからちょうどいい落としどころを見つけていく時代になると思う。 ・少しずつジェンダーについて考える機会が増えてよかったと思う。
No.2 他 28 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー論は現実から乖離し急進的で、マジョリティの生活や価値観を攻撃しがち。結果、女性が被害を被る構造が多い。 ・なぜジェンダー平等を品川区の条例で謳う必要があるのか、わからない。 ・区として取り組むべき課題の順序を完全に間違えている。障害者福祉施策の改善など、先に手を打つべき課題があるのではないか。 ・各年代の発達に合わせた、科学的根拠に基づく適切な性教育なしにジェンダー平等などありえない。条例の前に教育! ・日本にこのような条例は不要と思う。基本、差別はない。問題は、正確な情報と共有。

条例名称について	
No.32	・ 条例名称はジェンダー平等ではなく、「男女同権」としてほしい。
No.34	・ タイトルは簡潔に。「全ての人間の人権を尊重し、誰もが平等で公平な社会の実現」のほうが伝わりやすい。
No.47	・ 条例名に「ジェンダー平等」が入る例は少なく先駆的である。条例名称にもいれてほしい。
No.52	・ 第2回検討会で出されていた「女性や多様な性を尊重し合い、誰もが公平な社会を実現するための条例」には賛成。
No.65	・ 「女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を実現するための条例」が「ジェンダー平等を推進するための条例」に変わったが、前のほうがいい。
基本理念等について	
No.61	・ 『品川区が目指す姿「ジェンダー平等社会の実現」』のうち、『排除されることの「ない」社会』と、『差別や暴力を受けることの「ない」社会』に使われている「ない」という否定的な表現を、肯定文の形で主張すべきではないかと思う。また、「暴力を否定する」のほうが、より社会における不当な不平等や、力にものを言わせる暴力を強く否定する姿勢を表せるのではないかと思う。
No.21	・ 基本理念①を「個人の性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害」に改められたい。この条例で定める【定義】の中に「配偶者暴力等」および「ハラスメント」の説明をもうけ、これらの用語がいずれも「個人に対する言動・行為のうち、当該個人の人権を侵害するもの」を指すと明記されたい。
No.61 他1件	・ 基本理念①の性別に関する説明について、生まれたときに割り当てられた性というよりは、「生まれ持った性」とするほうが妥当だと思う。 ・ 生まれたときに割り当てられたというのは不正確。生物学的性別等とするべき。
No.26	・ 基本理念の②多様な生き方の選択と③平等な参画機会の確保、⑦女性のエンパワーメントは削除すべき。男女の賃金格差が生じている問題は、女性の消極的選択に基づくものが多く、機会の不平等によるものではない。
No.36	・ 基本理念③平等な参画機会の確保について、ただ機会を平等に用意するのではなく、女性や性的マイノリティーを優遇するようなアファーマティブアクションをとることが必要だと感じた。
No.34	・ 基本理念⑤リプロダクティブライツ/ヘルスについて、トランスジェンダーを含めてしまうと社会の混乱をうむので、女性（必要なら生物学的な女性）という文言を付けてほしい。
No.26	・ 判断力が未熟な子どもに対して、アイデンティティに係る事象を、誘導的に教育するべきではない。大人になってから向かい合うべきであり、基本理念⑥から”学校教育“の文言は削除すべき

No.61	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーの説明について、「取捨選択し、適切に利用して発信する能力」または「適切に取捨選択し発信する能力」とすべきではないか。
女性のエンパワーメントについて	
No.18 他 3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・トランス女性を女性として参画させることで身体女性への性差別が透明化することを懸念している。女性は出産し、育児の負担が多くなりやすい生物学的・社会的構造がある。差別は女性の身体性から発生しているのに同列に扱って良いのか。その部分をどうクリアしていくのか明確にしてほしい。 ・女性のエンパワーメントや附属機関における委員構成比から「ジェンダーアイデンティティに基づく女性」の文言を削除してほしい。
教育について	
No.39	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にて、産婦人科医等を講師として包括的性教育をきちんと学べる授業を提供してほしいと思う。
No.51	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的性教育の推進にあたって、教育委員会の考え方にも大きく左右されると思われる。各方面との話し合いも積極的に行ってほしい。
ジェンダーアイデンティティ（性自認）について	
No.16 他 2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・カタカナを多用して、高齢者などにわかりにくくしているのか。ジェンダーアイデンティティは「性別自認」としたほうがわかりやすい。 ・ジェンダーアイデンティティの定義をわかりやすく、明快に区民に説明をしてほしい。
No.13 他 11 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーと肉体的性別は分けて考える必要があるので、男性器を有する人はどのようなジェンダーであっても肉体的女性の専用スペース（浴場、トイレ、更衣室、授乳室）の立入りは許されてはいけないと思う。 ・「ジェンダーアイデンティティ＝性自認」と捉えているとすれば、非常に大きな問題で、性別や性的指向と同列に取り扱うべきではない。性自認を性別と同等に扱えば多くの問題が生じることは容易に想像できる。トランスジェンダー女性による公衆トイレ、公衆浴場の利用の是非については議論の途上にあり、大半の女性が不安や恐怖を感じている。現段階では、ジェンダーアイデンティティに基づく男女の平等までを条例に盛り込むことは百害あって一利なしである。
No.43	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT 理解増進法や憲法第 13 条に準じ、「性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティの尊重で人権の衝突が起こった場合、公共の福祉に反しないよう調整し、全ての国民の安心に留意する。」という文言を記載する。
区民等の責務等について	
No.34	<ul style="list-style-type: none"> ・理解・役割・協力を責務にしたのは重過ぎる内容である。区民の理解をまず最優先し、段階的に改正していくことが望ましい。情報弱者にむけていかに浸透させるか具体策を検討してほしい。

No.40	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護者の責任」を追加することを提案する。困難に立ち向かうため、子どもたちの理解者として、最も寄り添ってあげなければならないのは保護者であり、性的マイノリティの子どもたちが保護者にカミングアウトした際に、保護者には拒絶や偏見を持たずに子どもたちに理解を示し、接する責任があると考える。
禁止事項について	
No.18 他 2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・「アウトティング禁止」は、例えば、トランス女性に女性トイレや女性更衣室を使わせないのはアウトティングにつながるから差別ということにつながりかねない。「禁止」という強い言葉ではなく「可能な限り善処」するにしないと、施設管理者がトイレや更衣室の運用に困ることになる。 ・女装をし女性スペースに侵入する人に性別を確認する、そしてお互いに穏便に退出してもらおう。そんなことすらできなくなる。アウトティングは身体女性の安全を侵してまで条例などで禁止するようなことではない。
No.23	<ul style="list-style-type: none"> ・同性愛当事者としてこのような条例ができるのに非常に息苦しさを感じる。特に、アウトティングの禁止については、秘密にしておくことが道義的に望ましい優しさであるのは間違いないかもしれないが、一方的に告げただけで相手を秘密に巻き込める、押し付けられるものだろうかと思う。これでは当事者が腫れ物みたいに扱われるような世の中になってしまうように思えてならない。ぜひ考え直しを。
情報の発信・流通にあたっての配慮について	
No.21 他 2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権侵害に当たる表現」との記載を「特定個人への人権侵害に当たる表現」に改められたい。 ・エンターテイメント表現は現存しない者について表現するケースがほとんどである。現存しない者については人権が存在せず、現存しない者に対する行為・言動の表現は如何なる内容であれ「人権侵害」には該当しない。よって、現存しない者に対する表現は、「人権侵害」に含まれないことを明示すべき。また、この条例で根絶を目指し禁止する「人権侵害」には、特定の属性集団に対する権利等の侵害が含まれないことを明確にすべきである。 ・本条例は現実の被害を根絶することを目指すべきであり、フィクションの産物である創作物への規制を正当化したり、推進するようなものとするべきではない。
No.42	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法第 21 条の表現の自由との兼ね合いが取れないのではないかと。単なる風紀取締りのために利用されないかと心配である。
審議会等における男女構成比について	
No.19 他 2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・男女構成の均衡に性自認を盛り込まないでほしい。盛り込むのであれば生来男女枠と T 男女枠を新たに作り均等に数を割り振るべき。そうでなければ生来の性別に（主に生来男性）に偏らせることを是として

	いると思う。
No.51	・意思決定の場に女性をふやす視点から、推進会議メンバーは男女同数に。また、LGBTQ当事者の参加が望ましい。
苦情・相談の申出・対応について	
No.41	有権者に意見を求めない場合、区長による苦情や相談への返答は、十分なものになりうるのかどうか疑問である。どのような苦情や相談にしる、必ず第三者である専門家、もしくは性的マイノリティ当事者の方の協力を得て、対応していくことによって、より良い「ジェンダー平等を推進するための条例」になっていくのではないかと考える。
No.54	ぜひ苦情処理委員会の設置をしてほしい。
その他	
No.11	男性に対する施策が少ない。女性、男性、若者、子ども、障害者それぞれが何に困っているのか、課題を見つけ、政策に反映してもらいたい。そのために当事者の声を聞くことが大事。
No.36	男性の権利にも同じように目を向けるべき。
No.47	男女共同参画センターについて相談・支援、市民の活動拠点として条例に明記すること。

「（仮称）ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方」へのご意見

No.	ご意見（表現を一部修正）
1	<p>ジェンダーの観点から言えば、家庭内暴力（DV）に対する対処法や連携が数年前の品川区は全く機能しておらず、介入していただいた弁護士ですら驚いていた。暴力に悩む（主に）女性を迅速に保護、ケアする仕組みや制度、フローはこれらの業務に携わる全機関と職員に共有されるべき。個人的に大井町駅に設置されているDV相談と役所の方の足並みが揃っていない印象です。また、国からの通達や取り扱いに関しても疎く、知識を有する人がおらず、女性センターに介入して貰い、解決できた事象が未だにあり、ジェンダー平等に向けての仕組みや制度はまだまだと言ったところ。大きな事をやろうとする前に既存の制度や支援人員のアップデートを図ってほしいです。また、ジェンダー平等以前に人として生きていく為の、支援が足りません。（特に女性。ジェンダーの壁により、暴力、差別からの貧困に繋がり困窮している方達が多いです。）ジェンダー平等を図る為の格差是正、またそれらに起因する不平等や差別、偏見の撤廃の推進と十分な支援やサポート、ケアをお願いいたします。</p>
2	<p>ジェンダー論は現実から乖離した急進的で、マジョリティの生活や価値観を攻撃しがち。結果、女性が被害を被る構造が多い。 （渋谷区のジェンダーレストイレ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性・男性・子供に被害がおよばないか ・特定の思想のおしつけが発生しないか ・特に、子供に対して親の許可なく思想教育がされないか <p>以上3点は絶対に重視すべき</p>
3	<p>何故ジェンダー平等を品川区の条例で謳う必要があるのか、私にはわかりません。古くから性差なく障がいの有無を問わずお互いを思いやる精神があったかと思います。条例で決めなければならないほど女性は虐げられているのでしょうか？ 女性の地位向上＝ジェンダー平等ではないと思います。 それに身体的区別は必要だと思います。身体の区別と個々の精神の有り様をごちゃ混ぜにした条例にならないか不安です。</p>
4	<p>区議会の男女定数を平等にすること。 また従事任期を制限し、不祥事を起こした人材の更迭及び多種多様な人材の登用を約束すること。</p>
5	<p>ジェンダー平等の観点では、昇進の機会均等及び賃金の格差是正を織り込むべきだと良いと思います。同時に、男女ともに育休等を受ける人と受けられない（あるいは未婚で受けられないなど）人の扱い格差も考えるべきだと思います。一部の人だけがいい目をして、残された人がいつもお尻ぬぐいをするのが当たり前現状も改革していくことも必要かと思います。</p>
6	<p>「全国での先進事例となること、及びジェンダー平等先進自治体としてのパブリックリレーションの活発化への責務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明…全国でも稀有なジェンダー平等が実現されている自治体になること、そしてベストプラクティスとして全国の模範となるようPR活動を充分に行うこと ・背景…現実の品川区の目標値はあくまで必達値であり、その先の向かうべき目標（北極星）となっていないと感じます。たとえば、区内男女比に応じた、女性登用比率に目標自体がなっていないなどです。目線を上げるような目標を掲げる、そこに向けたマインドにすることが肝要と考えます。 <p>ちなみにですが、パブコメを入力するまでの導線が悪いです… 区報メールから来ましたが、この入力欄にくるまで3ページ程経由しました。ぜひ文面の改善をして下さい。</p>
7	<p>少しずつジェンダーについて考える機会が増えて良かったと思います。これから丁度いい落とし所を見つけていく時代になると思います。自分が最近思うのはジェンダー平等にするために男性らしき女性らしさが逆に不遇にされる場面が見受けられました。やはり歴史的なものやトイレやお風呂公共の施設の使い方や気持ちや体力や給与体系など平等に出来ない事もあるのに平等の押し付けで苦しく感じることも軽減してほしいです。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(7)	<p>老若男女個性障害についてお互いを知ることや体験することがその人の成り立ちや気持ちに近づく事になると大人になるにつれ理解出来るようになりました。</p> <p>幼稚園保育園学校や商店街のイベントで妊婦老人体験や幼児体験や女装男装でどのように周りに見られるのか困ることがあるのか気持ちの変化などどのように改善していけばより良い生活をおくれるのか体験する機会を設けてほしいです。ジェンダーにこだわりすぎず年齢や性別だけではなく同世代同性でもお互いに思いやれる環境をつくって住みやすくしていきたいと思います。</p> <p>1つ気になるのはジェンダーや個性や障害に対して壁になるものをどのように取り除くのか気持ち悪いなどの陰口傷害や公共施設の使い方や悪用する変態についての罰則、路駐や立て看板や都道や区道の歩道なのに三角コーンで封鎖してしまっている物が取締が出来ていないので条例で変化が起きるのか。</p>
8	<p>ほんとうにジェンダーの人が望んでいるのか？一部の既得権者のみの意見に偏っていないか？また、弱者救済の大義名分だけを使い行政の満足で終わっていないのか？ちゃんと、検証できているのか？条例が出来た後の責任の所在は盛り込まれているのか？</p>
9	<p>各年代の発達に合わせた、科学的根拠に基づく適切な性教育なしにジェンダー平等などありえません。条例の前に教育！</p>
10	<p>「ジェンダー平等」というのは問題を隠す卑怯な表現だと思う。LGBまでとT以降とでは問題が異なる。まず「プラス」には小児性愛も含まれるはずだが、これは行動に出た瞬間、非難されるべき問題で平等云々の問題ではない。ジャニーズ性被害問題然り。</p> <p>そしてTだが、少数者を擁護するという建前のために多数者に危害を及ぼすという矛盾である。歌舞伎町のジェンダーレストイレの変遷をとくごとくご覧あれ。23区の公共トイレも60%程度女子トイレが廃止されてジェンダーレストイレに一本化されたと聞く。自分のパートナーや子供に使わせたいと思うかという問題である。区長以下、自ら、そして娘等、使ってみてから再提案すべき。</p> <p>本日、政府の悪法、LGBT法により手術することなく男性が性自認だけで、男性器をつけたまま、女子トイレや公衆浴場に入ることが可能となる判例がでた。本当の女性なら、そういう男性と一緒に入るのは嫌悪を催すはずだが、自認している人間はそんなことは何ら感じない。どんな理念を言っても現実の常識と異なることは賛成できない。男女参画も結局いわゆる公金が不適切に使われ本来の目的には資していない。</p> <p>「ジェンダー平等」を推進するのも、この不純な目的を隠蔽して、その方面の連中を利するために行われるのだろう。その予算措置として、子供の教育に使われることが予想されるが、欧米では反対派との争いがおこり分断を煽る状況が生じている。</p> <p>最近話題になっているのが「マクドナルド」の宣伝で日本のごく普通の家族の団欒や友達同士の和気あいあいとした食事風景のCMに驚嘆する声海外で上がっている。行き過ぎたBLMとLGBTのせいで、日本では当たり前前の光景もCMにできないのである。</p> <p>港区の議員さんの投稿によれば、この題に関連した質問に対して23区共通事項なので、区に裁量がないとの答弁だったと書いているが、それなら悲願としている「市」ではなくて「特別区」を返上し「行政区」に成り下がればよい。答申を諮問したはるか以前の品川区長と答申した大森彌氏が嘆くだろうが。</p> <p>なお、このフォームにも問題あり。性別に男女以外ないのはおかしいのでは。外国入国書類にも「それ以外」とか「答えたくない」の選択肢がある。このフォームの仕様の意思決定者は誰でしょう。まさか区長ではないでしょうね。</p>
11	<p>僕が思うに、男性に対する政策が少ない気がします。女性政策や子ども政策はよくやっていますが、男性政策はどうでしょうか。思いつくので言えば、女性には乳がんについての検診とかありますけど、男性には前立腺がんについての検診とかはありますか。あれば僕が知らなかっただけで、ないのであれば助成とかしてはどうでしょうか。女性は何に困っているのか、男性は何に困っているのか、若者は何に困っているのか、子どもは何に困っているのか、障害者は何に困っているのか、それぞれにあった政策課題を見つけ、政策に反映してもらいたいです。その為にはやはり当事者の声を聞く事が大事かと。女性が困っている事であれば男性が聞いてみる。男性が困っている事であれば女性が聞いてみる。すると知らなかった事、性別によって女性には当たり前でも男性には知らなかった事はあると思います。逆も然りです。そうやって声を聞いてみると新たな発見があり、勉強にもなると思います。政治に携わる者ならば是非ともそうした姿勢を身につけて取り組んでもらいたいなと思います。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
12	<p>そもそもジェンダー不平等な状況にあるか、対象および対象に付帯する人々に対して調査を十分にを行うことが必要である。</p> <p>マイノリティの声にばかり耳を傾けた結果、サイレントマジョリティを冷遇する条例になってしまっただけでは、平等どころか不平等を推進する下劣な条例が出来上がってしまう。マイノリティとは往々にして主張の声大きい、もしくはマイノリティを自称する関係者によって大きくなってしまっているものである。そのため、対象は本当にジェンダー不平等なのか、ただただ片方のジェンダーが少ないからといって不平等であると断定してよいのか、ジェンダー不平等とはどういう状態を指すのか、しっかりとした定義と調査の指針、基準を設けることをまずは行ってほしい。</p>
13	<p>ジェンダーによる差別は許される事ではありませんが、該当者の定義が多様であいまいである為、条例での規制は不要と考えます。</p> <p>ジェンダーと肉体的性別は分けて管理する必要があるため、男性器を有する人はどのようなジェンダーであっても肉体的女性の専用スペース(浴場、トイレ、着替え室、授乳室)の立ち入りはゆるされてはいけません。</p> <p>又、精神的に不安定な思春期以前に性別変更に関する処置は認めてはいけません。</p> <p>偏った考えに影響を受けやすい小中学校ではジェンダー教育はすべきではありません。</p>
14	<p>「お一人様」にフォーカスした施策が少ないように思います。男女とも結婚しない生き方を選択する人が増えているかと思いますが、この選択した人を「シングル」で一括りすることはちょっと違うかと思っています。なぜなら、離婚・死別し子供がいる未婚と、生涯未婚とでは地域的立ち位置が異なり、子育て期間に得た知己が居住地に居るか居らないかで地域とのかかわりの広さ・厚みが変わるからです。その観点で私は未婚・子どもなしで地域との繋がりが薄く、品川区の施策から開催があるイベントに興味を持って参加したいと思うものが非常に少なく感じています。未婚・子育て経験なしのミドル・シニア層を対象に、例えば定年退職後に居住地で働くにはどうしたらいいか、老後の考え方、健康維持の場、共食の場、と言ったものがあればと考えています。ミドル層はフルタイムで働いている人も多いでしょうから、平日ではなく休日開催の方がよいと思います。私自身のことを並べても少数意見になってしまいうると思いますが、食事はいつも一人、笑うことも少なく認知症発症リスクが高い状況だと不安を感じており、基本理念の②、③に該当すると思い、意見を述べさせていただきます。</p>
15	<p>まずLGBTのLGBとTを分けて議論してください。</p> <p>全く性質の異なるものを一緒にたにどうしてもするんですか。</p> <p>おかしいと思わないのですか。</p> <p>活動家を子供の教育には関わらせないでください。</p> <p>アメリカではもろに教育を受けた世代のLGBT自認割合は20%を超えています。</p> <p>明らかに教育の結果、増えます。</p> <p>大事な子供です。利用しないでください。</p> <p>本当にやめてください。</p> <p>少子化対策やるべきことをやらずに余計なことばかり。</p> <p>さらにLGBT利権を増やして子供を教育。</p> <p>何がしたいのか理解できません。</p> <p>いい加減にしてください。何もやるな。</p>
16	<p>① 「検討の経緯・目的」の中で、「令和5年、日本のジェンダー・ギャップ指数は125位とさらに後退し云々…」と書き出しているが、西欧社会主導の指数の順位がどうの、という理由で印象操作をしているように思われる。歴史を見れば、最近の100年、200年を見ても、西欧諸国の全地球規模の植民地支配による搾取と悲劇、2回に亘る凄惨な世界大戦、すべてが西欧諸国主導の歴史の悲劇であったことは明白でしょう。それにも懲りずに、欧米の主導する文化変革の流れに迎合しようとする人々たちの考え方には同意しかねることが多い。調査をして指数をとるのだったら、その国の男・女、あるいは「多様な性」を自任している本人たちの幸福度・満足度の調査をして論ずべき問題だと思う。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(16)	<p>②言葉・用語の使い方が、なぜ、カタカナ語を多用して、高齢者や知識水準に重きを置かない人々にわかりにくくしているのか。「ジェンダー」は「性別」とすればよいし、「ジェンダー・アイデンティティ」は「性別自認」とすればわかりやすいのに、事さらに英語・西欧の言葉を使う理由が何か？カタカナにした欧米の言葉のほうが「先進的で進んでいる」という印象をもたせやすいからでしょう。甚だしくは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と記載し、カッコ付で「（性と生殖に関する健康と権利）」と書いてあるが、初めから日本語「性と生殖に関する健康と権利」にすれば済むことではないか、と思う。</p> <p>③ 思うにこれに主導的に関わっている人たちは、自分たちを「知的特権階級」だと思っているふしがある。「メディア・リテラシー」にしてもこれを読んでわかる品川区民は全区民の何%になると思われるのか？議事録をよむと「平等」「公平」「公正」などのことばが乱立し、「言葉をもてあそんでいる」という思いがする。</p> <p>結論：とにかく、平易で分かりやすい日本語の表現に直していただきたいし、欧米の思想や方式に迎合する考え方から脱皮していただきたい。</p>
17	<p>平素より区民のためにご苦勞頂きありがとうございます。今般のLGBTQ法案可決の経緯などに鑑み一部自民党の偏った勢力による強引な可決に民主主義の危機すら感じる状況で、品川区としては断固反対の姿勢を示して欲しいと思います。</p> <p>まず、「検討の経緯・目的」の中ですが、ジェンダー・ギャップ指数が後退しているとの記述がありますが、この指数はどの様な機関がどの様な客観的な指標に基づいて評価されているのかお示しく下さい。日常生活の中、日本の現状がその様に差別的な社会であるとの実感はほとんどありません。この指数自体の信ぴょう性を疑ってしまう状況であり、市民感覚とも大きく逸脱しているものと思います。</p> <p>いかなる差別もあってはならないと思いますが、その前に「ジェンダーアイデンティティ」の定義を分かりやすく、明快に区民に説明をしてください。なぜここだけカタカナを使い、わかり難いまま記載されているのか説明が必要です。</p> <p>勝手な解釈だと「性自認」の事かと思いますが、これによって便乗・悪用されるリスクの方が高いと思います。結果、人口の半分を占める多くの女性が、危険な目に合うリスクが高まるのは明らかに間違っていると思います。家族や子供、友人・知人たちが危険な目に合うリスクが高まる事は受け入れられません。</p> <p>お困りのマイノリティの方々が差別的な扱いを受けている面は、当然取組む必要があるかと思いますが、偏り過ぎた政策には反対します。</p> <p>事実、大井町駅前の公衆トイレですでに犯罪が発生しているのではないですか？多くの女性や子供達が安心して生活できる品川区を創って頂きたいと思うし、その様な方向性では区民として協力していきたいと思います。</p> <p>女性区長を擁する品川区だからこそ、女性の安全・安心をきちんと守った上での「差別のない社会の実現」を目指す様、他の区をリードする様な働き掛けを期待しております。</p>
18	<p>区内のオフィスで働いています。</p> <p>「アウトティング禁止」は例えば、トランス女性に女性トイレや女性更衣室を使わせないのはアウトティングにつながるから差別、ということにつながりかねません。現在身体女性のスペースを守る法律がない中でこれを条例化すると、女性はトイレも更衣室も男性器のある女性とともに利用しなくてはいけなくなる可能性があり、女性職員から反発が生まれます。「禁止」という強い言葉ではなく「可能な限り善処」することにしないと、企業の施設管理者がトイレや更衣室の運用に困ることになります。</p> <p>また、女性のエンパワーメントという部分において、トランス女性を女性として参画させることで身体女性への性差別が透明化することを懸念しています。例えば50歳手前で性自認が女性であると訴え、Forbes JAPAN「WOMEN AWARD 2018」で受賞した電通総務部長は、妻が出産と育児をしています。果たして自分が出産、育児をしていたら電通総務部長になれていたのか？という疑問があります。女性は自分が出産し、育児の負担が多くなりやすい生物学的・社会的構造があります。差別は女性の身体性から発生しているのに同列に扱って良いのか？その部分をどうクリアしていくのか明確にしてください。</p> <p>女性の権利の損失に繋がらないよう、また職場でのトラブルが極力起きないように考慮をお願いします。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
19	<p>○生来女性とトランス女性は分けるべきです。 実質的に全員生来男性でも達成できる「女性のエンパワメント」は全く平等ではありません。 生来女性が淘汰されるだけになります。</p> <p>○生来女性とTジェンダー用のトイレ等を新たに作る基準を設けて下さい。 他の区でも起きていることですが、男性用トイレは残すが女性用トイレはみんなのトイレとされて潰されてしまうのは、差別的で、それがTジェンダーへの配慮だと言うなら、新たに別枠で作って下さい。 トイレでの性被害者としての提言です。 それは男性器への嫌悪感やら羞恥心やら見ないという静謐を保ちたいやらそんな気持ちの問題ではなく、女性女児の防犯と安全のためです。</p> <p>○男女構成の均衡に性自認を盛り込まないでください。 盛り込むのであれば生来男女枠とT男女枠を新たに作り均等に数を割り振るべきです。そうしないのであれば生来の性別に（主に生来男性）に偏らせることを是としていると思います。</p> <p>○アウトティング禁止は生来女性の利用などが想定された場所に男性が入り込んだ際にも自認関係なく何も出来なくなります。 通報もその強制とされる恐れもあります。「被害に遭ってから通報しろ」と言うのでないなら、やめてください。</p> <p>○生来男性の優位性を無視し、生来女性を踏みつけ、Tジェンダーの平等を実現しようとししないでください。 ニュースの画像一つ見ても役員や議員など立場のある者に女性の姿がない、極端に少ないこの国で、被害者の血の滲むような努力で立件にこぎつけられた性犯罪の、加害側の9割以上が男性の現状で、生来男性が一方的に女性を名乗り、”女性の代表”として「この国に女性差別はない」「性加害など女が強くなればいだけ」と言ってしまうことになる暴力性を認めて下さい。</p> <p>日本でも海外でも、女性の安全を守るため声をあげるとそれだけで殴られ暴行されるなどの事案が多数発生しています。 先人たちが受けてきた暴力を考えると、ここに必須とされる住所や名前を書くことすら、悪意のある人物により漏れ差別主義者だとされ嫌がらせをされるのではないかと恐怖を感じます。 女性は意見を言うことすら躊躇される程事態は深刻です。 それでも言わなければ勝手に容認したとみなされてしまう。</p> <p>その圧倒的な性差を無視しないでください。 暴力を恐れ、女性が声を上げられない社会になるのは嫌です。 どうかよろしくお願いします。</p>
20	<p>女装をし女性スペースに侵入する人に性別を確認する、そしてお互いに穏便に退出してもらう。そんなことすらできなくなります。アウトティングは身体女性の安全を侵してまで条例などで禁止するようなことはありません。</p>
21	<p>《意見要旨》 【基本理念】および【禁止事項】における「性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害」との記載を「個人の人権等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害」に改められたい。</p> <p>この条例で定める【定義】の中に「配偶者暴力等」および「ハラスメント」の説明をもうけ、これらの用語がいずれも「個人に対する言動・行為のうち、当該個人の人権を侵害するもの」を指すと明記されたい。</p> <p>【情報の発信・流通に当たっての配慮】における「人権侵害に当たる表現」との記載を「特定個人への人権侵害に当たる表現」に改められたい。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(21)	<p>《意見詳細》 個人の人権(とりわけ、生命、自由及び幸福追求に対する個人の人権)は、最大の尊重を要するものである。故に、品川区の「(仮称)ジェンダー平等を推進するための条例(以下「この条例」)」に盛り込むべき考え方の現行案が冒頭で「すべての人が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく」「多様な個人として尊重され、排除されることのない」ことを目標に掲げている点は、高く評価したい。</p> <p>一方、この条例の濫用を防ぐ上では、その検討・制定に際し、個人の人権を侵害すると必ずしも認められない広範な行為・言動までもが、あたかも「人権侵害」であるように見なされ、「根絶」されるべきであると不当に扱われる余地を、狭めることが不可欠と考える。</p> <p>また、この条例は、個人の人権が侵害されることを根絶するための範囲を越えて、何人の行為・言動をも禁止すべきではないと考える。</p> <p>同時に、この条例は、個人の人権が侵害されることを根絶するための範囲を越えて、何人の情報発信および流通にも配慮義務の制約を課すべきではないと考える。特に、創作・評論等における「個人の人権が侵害されることに対する批判」あるいは報道・学術等における「個人の人権が侵害される事例の周知や例示」としての情報発信および流通に際し、「人権侵害に当たる」と一般に解される表現が用いられるケースは少なくないが、斯様な情報発信および流通が盛んに行われることには社会における個人の人権の尊重実現を促進する機能が期待される。個人の人権の尊重実現を目指すこの条例は、斯様な情報発信および流通にまで制約を過度に課すべきではない。この条例が情報発信および流通に制約を課す範囲は、特に限定的に設定すべきである。</p>
22	<p>品川区で同性パートナーと同棲をしています。</p> <p>同性愛当事者としてこのような条例ができるのに非常に息苦しさを感じています。特に、禁止事項、アウトティングの禁止については、もちろん秘密にしておいてあげるのが道義的に望ましい優しさであるのは間違いないかもしれませんが、合意を得たわけでもなく、一方的に告げただけで相手を秘密に巻き込める、押し付けられるものだろうかと思います。これでは当事者が腫れ物みたいに扱われるような世の中になってしまうように思えてなりません。ぜひお考え直しをよろしくお願ひします。</p>
23	<p>「すべての人が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく、」の「性別」に加えて、異なる概念である「性的指向、ジェンダーアイデンティティ」を並べている点に違和感を禁じられない。とりわけ「ジェンダーアイデンティティ」は唐突で理解に苦しむ。品川区でいう「ジェンダーアイデンティティ」が何を指しているのかよくわからない。「ジェンダーアイデンティティ＝性自認」と捉えているとすれば、非常に大きな問題で、性別や性的指向と同列に取り扱うべきではない。生物学的には人間の性は基本的に男性か女性のどちらかで、出生時に定まっているものであり、自認したからといって生物学的な性別が変わるものではない。</p> <p>性自認を性別と同等に扱えば多くの問題が生じることは容易に想像できる。例えば、トランスジェンダー女性による公衆トイレ、公衆浴場の利用の是非については議論の途上にあり、大半の女性が不安や恐怖を感じている。トランス女性の公衆浴場の利用を容認すれば女性公衆浴場の利用者が減ることは目に見えている。少なくとも好ましいと感じている女性は皆無に近いであろう。品川区の解答を見たことはない。現段階では、ジェンダーアイデンティティに基づく男女の平等までを条例に盛り込むことは百害あって一利なしである。欧米では既に多くの犯罪行為や逆差別が問題になっており、トランス女性による女性のレイプ事件、スポーツ競技での不公平は代表例である。</p> <p>上記のように問題を多く含む条例を制定することにより、社会的弱者と言われる女性の生活が脅かされ、倫理観が崩れることで教育現場に混乱を生じ、ひいては一夫一婦制を基本とする家庭制度の崩壊が助長されことは想像に難くない。推進会議を設置するとあるが、税金の無駄遣いであり、他にやるべきことは山積している。</p> <p>品川区人権に関わる意識調査の解釈についても、性的マイノリティをカミングアウトされた場合変わらずに接することについて、「できない」が4.7%しかないというのは、一定程度理解が進んでいると見るべきではないか。また、「23区中18区が男女共同参画の推進や性の多様性に関する条例を制定している」といった話は条例制定の根拠にはならない。多くの懸案事項が未解決の段階では、このような条例を作る風潮に与しないことにこそ、品川区政の健全性、賢明性、独自性が示される。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
24	<p>性別はジェンダーではありません。性別は身体に基づいたものです。ジェンダーは性差という意味です。LGBは恋愛対象の話だが、Tは性自認なので別物です。性自認と性別は別物です。性別と性自認が違うからトランスジェンダーがいるんです。性自認を性別という単語に変えてはいけません。海外では、性別適合手術を受けて死亡率が上がったデータがあります。性別適合手術後に、骨や身体に障害が出たトランスジェンダーもいます。その人たちはトランスジェンダーになって後悔をしています。何故なら手術をしてしまったら、手術前の身体を取り戻すことは不可能だからです。人間は哺乳類なので、性別は2種類しかありません。50代の男が自認だけで10代の女性と一緒にトイレやお風呂の共有が出来ることは、女性への迫害です。フェミサイドです。絶対に性別と女性差別撤廃とトランスジェンダーを混同しないでください。</p>
25	<p>以下、エンターテイメント表現、特に漫画やアニメ、ゲーム等のコンテンツの表現について言及する。 「人権侵害」および、「ハラスメント」について定義をする上で、下記の点について考慮すべきである。</p> <p>エンターテイメント表現は現存しない者について表現するケースがほとんどである。当然にその現存しない者については人権が存在せず、現存しない者に対する行為・言動の表現は如何なる内容であれ「人権侵害」には該当しない。よって、条例案において現存しない者に対する表現は、「人権侵害」に含まれないことを明示するべきである。</p> <p>なお、現存する個人の人権を侵害しないエンターテイメント表現であっても、特定の属性集団に対する権利侵害であれば根絶すべきとする論は存在するが、この論に弊会は反対する。属性集団に対する権利は人権とは異なるものであるため、この条例で根絶を目指し禁止する「人権侵害」には、特定の属性集団に対する権利等の侵害が含まれないことを明確にすべきである。</p> <p>加えて、すでに各種法令や民間の自主規制により、ゾーニング等の必要な配慮を講じた上で発信および流通されているコンテンツも存在する。これらのコンテンツにおける表現までもが重ねて禁止または配慮を求められるべきではない。</p>
26	<p>・基本理念の⑥について、“学校教育”の文言は削除すべきである： 海外では、自我が確立する前の思春期前の身体女性に男性化手術を行い、成長した後に手術を後悔するような事例がすでに散見されている。 判断力が未熟な子供に対して、アイデンティティに係る事象を、誘導的に教育するべきではない。大人になってから向かい合うべきであり、この条項から”学校教育“の文言は削除すべきである</p> <p>・2. 基本理念について、②多様な生き方の選択と③平等な参画機会の確保、⑦女性のエンパワメント、は削除すべきである： 2023年のノーベル賞学者であるゴールディン教授によると、男女の賃金格差の主たる要因は以下の三つである</p> <p>a. 男性のような突発的に残業の発生するフルタイム労働ではなく、突発勤務の発生しない、しかも短時間での労働を女性自らが選択している</p> <p>b. 特に多子家庭において、子供の突発的な病気などに対応するリソースをシッター等に外注すると費用が高い為、家庭内で男女どちらかが突発的な休みの取りやすい勤務形態にしている実情がある</p> <p>c. 市区町村にて病児保育の制度等は存在するものの、受け入れ数が極めて少なく、事実上利用が不可能である。このため、子の発熱に対して親以外の者が対応しようと思うと、非常に高額な保育サービスを利用せざるを得ず、一般の家庭では男女（夫婦）どちらかが休みを取って対応せざるを得ない。このような事が頻発する場合、キャリアの形成上不利であり、生涯世帯所得の低下とともに住民税収の低下をも招く</p> <p>すなわち、ゴールディン教授も述べている通り、稼げている女性が配偶者を主夫にするケースであれば、世帯および女性の獲得収入は男性のそれと遜色ない事が判っている。 これはつまり、男女の賃金格差が生じている問題は、女性の消極的選択に基づくものが多く、機会の不平等によるものではない事を示している（稼いで主夫を雇っているキャリア女性は、少数ながらも存在するため）</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(26)	<p>機会の不平等がないため、基本理念の②、③、⑦については、そもそも設問の設定が間違いである。</p> <p>・代わりとして、”子あり家庭に対する支援の拡充“を提案する： 具体的には、特に多子家庭に対して病児保育の拡充や夜間休日保育の拡充を行い、短時間勤務を余儀なくされている女性を（男性と同様）突発的な残業の発生するフルタイム勤務へ、多子育児以前と同じく復帰させる事により世帯所得の維持と税収の落ち込みを抑止する</p>
27	<p>まず包括的性教育の教材は海外でも過激すぎて「生殖」「育児」さえ知らない子供に性行為の種類などを教える異常なものです。これを何歳の子供に教えるのです？これでも抑えている方でLGBT活動家に取り上げている教本はもっと過激です。義務教育の子供には性行為の手ほどき迄は不要で生殖やお互いの性的同意の必要などを教えれば十分です。</p> <p>また女湯やトイレの問題が週刊誌や新聞で多少認知されて来ました。</p> <p>（英国では手術なしで戸籍変更可能）</p> <p>このLGBTブームに乗って嫌がる女性たちを「差別」だとして口封じし暴力を振るうのは欧米では見慣れた事件になってしまいました。 英国では首相が「人々が自分になりたい性別になれると信じ込まされるべきではない。それは不可能だ。男は男であり、女は女だ」と演説しLGBT教育や政策を急展開させています。品川区も区民の大方がジェンダーてなに？程度の認識しかなく急速な政策は不要だと私は考えます。 海外のように殺人や暴力に発展するような差別はない日本では、同性パートナーシップや、学校や企業や区職員の異性装の自由、施設管理者支援の啓蒙、施設侵入者への警告ポスターなどの政策があれば良く、その他の性嗜好や恋愛、ホルモン治療整形手術などは自由権の範囲で行えば十分だと考えます。</p>
28	<p>ジェンダー平等にかこつけて同性婚を認めたり手術を伴わない性別を自己判断で主張することを認めるのはやめてください。 そもそも、ジェンダー平等を推進するための条例って何でしょうか？何を条例で決める必要があるのでしょうか？差別されている！という声の大きいマイノリティに配慮した中身になるだけでは？理念的条例はいりませんし、それを根拠とした上記のようなジェンダー平等推進とは名ばかりの制度の導入はやめていただきたい。 現区政ではその可能性が大いにあるので条例の導入には反対です。そんなことより少子化対策や区の魅力向上、無駄遣いがないか予算の見直しなど、もっと早急にやるべきことがあるのでは？ジェンダー平等とか言ってる場合じゃないでしょ？</p>
29	<p>議事録の中で女性のエンパワメントの「女性」にトランス女性も含まれると明言されていますが、出産し、育児の負担が多くなりやすい生物学的&社会的差別の構造が生物学的女性にあるなかで、その差別構造の外にいる人も同じ女性として管理職の割合等にも考慮して行くのは、生物学的女性の受ける差別を透明化する行いです。トランス女性がトランス女性であることが理由で管理職等になれない等の差別は許されませんが、生物学的女性と同じ括りにできない問題のはずです。 そして全ての人への「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」とありますが、男性同性愛者は一体どうやって子供を持つのでしょうか。これは代理母として女性の身体を使うことを前提とした「権利」になっています。この健康と権利の中に生物学的女性は含まれないのですか？ この条例は明らかに一般区民の権利よりもLGBTの権利に重点を置いています。再考を願います。</p> <p>私含め生物学的性別というハンディキャップを乗り越えようと頑張っている女性が品川区には多くいます。 その人たちをどうか踏みにじらないでください。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
30	<p>女性のエンパワメント。 ジェンダー平等であれば、LGBTQだけではなく女性の権利の話をしなければ、平等にならない。 LGBTQの権利のために女性だけを犠牲にする政策や施策が多く、大変迷惑している。</p>
31	<p>意見： 品川区は「(仮称)ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方について」でパブリックコメントを行っているが、この考え方等は全くの議論不足であり、かつ、偏っており、品川区民等の民意を反映した考え方とは到底考えられず明確に反対である。この考え方等に基づく条例制定はすべきではなく、条例案は撤回廃止すべきである。</p> <p>理由： ・2023年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されたが、この法律の運用については、ガイドライン作成の議論等が始まったばかりであり、この法律の運用ガイドラインはない。この状況において、例えば石川県では同類の「石川県性的指向及びジェンダーアイデンティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例（仮称）」の議会提出を、住民等からの非常に強い反対意見や全県民の理解が得られていないとの知事判断から見送った実例がある。品川区においても、この考え方と、それに基づく条例案について、品川区民等への丁寧かつ根気強い説明責任は、未だ十分に果たしているとは到底言えず、また品川区民の理解を得る努力(例えば、石川県で行われている住民への説明会や女性県政会議等)は全くされておらず、理解も全く得られていない。</p> <p>・私は、検討委員会の傍聴を複数回行ったが、検討委員会では賛成等の意見ばかりで、反対や慎重な議論を求める意見はなく、検討委員会その物が偏っており健全な議論は行われていないと考える。また、検討委員会委員の中には欠席者もあり、公務に対する真摯な態度も見受けられない。また、委員会開催自体が、行政上の手続き手順を踏みましたという形を作る、言わばアリバイ作りの出来レースではないか?と思えるような有様で、また委員の選定任命自体も、例えば、品川区長の都議会議員時代の個人的繋がりのある、LGBT代表者ではないとLGBT当事者達から批判の声が高い、有名なLGBT活動家も選任されており、LGBT活動家の為の条例制定ありきが前提であるのではないかとその疑念がある。その様な検討委員会では、品川区民の民意を代表して健全な議論がされているとは到底考えられない。</p> <p>・品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会での議論は、人権と言いつつ、この考え方に基づいて条例が制定された場合、例えば、自由民主党の議員連盟「全ての女性の安心・安全と女子スポーツの公平性等を守る議員連盟」(略称・女性を守る議連)で議論されている、生来女性の人権、生存権等に関して、懸念・不安・恐怖感・不公平等が払拭するような議論を、この検討委員会では全く行っておらず非常に議論不足である。</p> <p>・この考え方には、選挙で選ばれた品川区民の代表である品川区議会議員との関係が一切記述として示されておらず、品川区議会、区議会議員の関与関係等は全くない様に読み取れる。それは品川区の区議会軽視、区議会議員軽視の姿勢の表れであると受けとられても弁明の余地はない。</p> <p>詳細：「(仮称)ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方について」の内容について</p> <p>・この「条例に盛り込むべき考え方について」は、基本理念(1ページ目)プラス、区が行う事(2ページ目)で構成されている。理念条例とも言えるが、仮にこの考え方で(理念)条例が制定された場合、民事訴訟において根拠とされる可能性が非常に高く、理念と言えども、この考え方について品川区民および議会の中でも議論等がし尽しされているとはいえない。</p> <p>・検討の経緯の項目：「SDGsは世界共通の目標の一つであり」とあるが、SDGsは世界196カ国の中で熱心に推進している国はもはや少数であり、G7でも主要なテーマの一つに取り上げて熱心なのは日本のみである。「SDGsだから」は条例制定の根拠にならない。SDGsはオワコン(陳腐化した不要なコンテンツ)である。</p> <p>・「ジェンダーギャップ指数が、」とあるが、ジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラムWEFが作成公開している物だが、これは民間団体が作成した資料であり参考程度にしかならない。悪質なものは、そのジェンダーギャップ指数が高いとされる北欧諸国で、女性への性犯罪率が日本よりも数倍近く高く、この指数はチェリーピッキング的バイアスが掛かった結果と考えられ、参考にするまでもない指標である。また、品川区はあたかもジェンダーギャップ指数が低いのは、劣っている、遅れている、かの様な、まるでミスリードを狙った安物広告の様な取り上げ方をしているが、どの様な団体であれ百歩譲って参考にこそすれ、品川区の区政に影響させる必要は皆無である。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
31)	<p>・品川区が目指す姿「ジェンダー平等社会の実現」で、「すべての人が、、あらゆる分野に平等に参画できる社会」とあるが、『公平平等に参画できる機会のある社会』が適切であろう。「平等に参画できる」では、誰でも何も経験、見識、能力等の有無に関係なく参画できると誤認誤用乱用される。この記述は不適切である。</p> <p>・基本理念の項目で、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」とあるが、具体的な内容は記述されておらず、具体的に何の権利を指しているのかが全く不明なまま”権利を尊重しろ”という様にしか読み取る事が出来ない。検討委員会でも、この権利について具体的な内容は資料すら提示説明はされておらず、当然の事ながら内容不明瞭のまま条例化(権利化)など出来ない。また、このような杜撰な状態で品川区民等に提示をすることは、そもそも論外である。</p> <p>・基本理念の項目で、ジェンダー平等(男女平等)で「すべての人が」と記述していにもかかわらず、「7.女性のエンパワーメント」と女性を強調しているが、男女平等であるはずであるから、これは「7.すべての人々のエンパワーメント」とすべきであり、ことさらに「女性のみ」を繰り返し強調するのは、品川区の性別蔑視、男性蔑視の姿勢であると言わざるおえず、公平中立の行政ではあってはならない事である。この考え方と記述は非常に不適切である。</p> <p>・考え方、区が行う事(2ページ目)で、各主体の責務として特に、教育関係者はジェンダー平等等の教育の重要性を上げ『教育を行うよう努める』と責任と義務としているが、その教育について具体的な内容は示されておらず、全く不明瞭である。この教育等において極めて懸念されるのは、一部の自治体の教育現場等で行われている(過激な性描写を伴う)包括的性教育がある。品川区は、この教育の内容を明らかにし、区民の健全な議論を待つべきである。</p> <p>・更に懸念されるのは(海外の事例だが)包括的性教育を受けた者が、時間を経てその包括的教育によって、肉体的精神的に非常に重大なダメージを受けたとして、教育を行った所を相手取り訴訟が行われているケースが複数ある。これは他人事ではなく品川区においても行政リスクとして認識する必要があると考える。その為の議論等は区議会等、区民の中でも行われておらず、単に教育を責務とするのは問題があり慎重に検討すべきである。</p> <p>・考え方、区が行う事(2ページ目)では、禁止とあるが、これはまさに「禁止条例」である。この禁止の内容について詳細は記述されておらず、具体的な内容は明らかではなく、また、区民に具体的な内容を知らされておらず議論すらされていない。このような杜撰な考え方と、杜撰な提示の仕方、安易に禁止を条例化すべきではない。また禁止を条例に盛り込むことは、区民等の中で訴訟に発展するリスクがあり、慎重に検討と議論をすべきであることは言うまでもない。</p> <p>・情報の発信流通にあたっての配慮とあるが、これも禁止条項と同様に、概要のみで具体的な内容は明らかではなく、議論すらされておらず「配慮せよ」はあまりに一方的である。なお品川区は「品川区職員・教職員向け性自認・性的指向に関する行動指針」の作成にあたり、参考資料として「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(以下、LGBT法連合会)」の作成資料を多数引用している。この考え方という所の配慮とは「LGBTQ報道ガイドライン 多様な性のあり方の視点から(LGBT法連合会)」同会が求めている配慮を指していると安易に類推が可能であるが、そもそもこの団体の作成した資料は、民間団体であるLGBT法連合会の法的根拠の無い一方的な配慮を求める見解であり、この民間団体の意見見解に、品川区民が左右される必要は皆無であり、もとより、すべての人の言論表現の自由は守らなければならない。そもそも、品川区長自身が「表現の自由をまもるための約束」に賛同し掲げる政治家であると自ら宣言している。</p> <p>・考え方、区が行う事(2ページ目)には、、推進会議と苦情相談対応有識者会議の設置が記述されているが、推進会議の設置運営等については具体的な事は書かれていない。また、委員選定選任について、この考え方の検討会議を見れば偏りの無い推進会議となるかは、全くもって懐疑的であると言わざるおえない。これは苦情相談対応有識者会議においても同様である。また、これらの会議体には、選挙によって選ばれた品川区民の代表である品川区議会議員との関連関わり方が全く記述されておらず、これでは区議会議員の考え方意見が反映されず行政としてナンセンスである。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
32	<p>まず、条例名は「ジェンダー平等」ではなく「男女同権」としてください。身体の妊孕性(実際の有無ではなく、能力的に無くても外見的身体性で妊孕性ありとみなされること)により、社会、特に男性から不当に扱われてきた女性が、男性と同じ権利を持つ人間である、という認識を改めて持ていただきたいと思います。故にここで保護されるべき性別は身体性別(sex)であり、社会的性別役割分担(ジェンダー)ではありません。国際社会でのジェンダー平等推進、と言いますが、その取り組みは多様であり、英国のように、性自認主義推進による混乱と弊害から、身体性別の尊重に舵を切った社会もあります。リプロダクティブ・ヘルスは、妊娠出産育児において、男性と非対称で身体的社会的負担を負う女性にこそ、厚く保護されるべきであり、決して男性同性愛者(男性の場合当然のように性自認男性ではなく身体性の同性なのですが、何故か性自認女性による同性愛は身体性を無視されることから、男女の権利の非対称が現れている)が、代理出産で子供を得る権利を意味するものでは有り得ません。学校やシェルター、児童養護施設、刑務所など、移動の自由がなく、権利を主張しにくい立場にある人達の為の場所は、必ず身体性で男女別としてください。生まれる前から身体性により間引かれ(日本では少なくなったが未だに跡継ぎに男性が望まれる)、妊娠可能になる前から性行為を強要(強姦)され、就職においては個人が妊娠可能な身体かはさておき、妊娠するであろう身体として差別され、老いて妊娠不可能でも男性から強姦され死亡する事もあり、一生魂を殺される性別は、生まれてから自分が女だ、と思うまで経験した事がない人には、理解出来ませんから、性自認女性に女性の代弁をさせないでください。議員等の女性人数に性自認女性を含めないでください。ましてや男性同性愛者に女性の事情は分かりませんから、女性の意見をきちんと反映してください。男性同性愛の方は、男性同性愛者としての意見を述べていただければよろしいかと思います。</p>
33	<p>①委員の男女構成比について、「性自認女性」を女性に含む書き方となっていますが、極端に性自認女性が多くなることを防げる仕組みを盛り込んでください。性自認女性と身体女性は、部分的に利益対立しえますし、女性の安全に関わる部分も多いです。極端にトランスジェンダーの意見が偏重されることがないようにお願いします。</p> <p>②女性が無防備になる施設（トイレ、更衣室、公衆浴場）における性別の区別は、性自認ではなく客観的な指標（よる区別、またはは一定の基準を設けた認定でも良いと思います）での区別を固持して欲しいです。外性器形状のみで区別することは性別変更手術が困難な方に不利になりますが、「本人が女性だと言ったら女性」のような、言った者勝ちになるようなことは避けられるよう、一定の基準を設けた認定は必要と考えます。</p> <p>「誰でもトイレ」のような性別に関わらず利用可能なトイレを設置する場合でも、絶対に近くに女性専用トイレも設置してください。</p> <p>③教育機関においては、LGBTを極端に肯定的に教えすぎないでください。思春期の人格形成に影響を与える可能性があります。本来伝えるべきことは、男の子のままでも、女の子のままでも、好きな格好をして良いし、好きな生き方をして良いのだということだと思います。</p> <p>最後に LGBTの方の生きづらさ、生活の不便は計り知れないとは思いますが、 とは言え、女性の安全のために譲れないラインはあります。 当事者同士が協議し、お互いの意見を尊重し、公正な意思決定なされるよう、お願いいたします。</p>
34	<p>検討委員会第三回資料2を拝見しました。</p> <p>①タイトルは簡潔に。言葉の意味の注釈などは条文内におさめたほうが良い。「全ての人間の人権（又は国民、又は区民）を尊重し、誰もが平等で公平な社会の実現」簡潔な方が伝わりやすい。条文にはこの条例により保護される対象（こども、男性、女性、障害者、性的マイノリティなど）をすべて書くということにしたらどうか。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(34)	<p>②基本理念の、性別による役割分担をなくすことと、ジェンダー（社会的性）平等とジェンダーアイデンティティと性自認は相反するものであると思う。前者をなくすことが、本来の目的なはず。ジェンダーアイデンティティは性別の自己決定となるが、社会性に性別をもちこむ必要があるのか。もちこんだ結果が前者であるから、人の個人的な思想は公共の福祉に反しない限り自由であり、社会を運営していくことに支障はでないと思える。また、「女性及び男性…」という文言は、女性に特権があるように勘違いされて付属したものであると考えられる。人権に性差をつけないことが目的であるなら、全ての人間の人権で足りると思われる。</p> <p>③理解・役割・協力を責務にしたのは重過ぎる内容である。区民の理解をまず最優先し、段階的に改正していくことが望ましい。やはり、バリエーションに富んだ性的マイノリティや障害者の多岐にわたる病状を区民の全てが理解をし、偏見や差別をなくすのは難しい。特に現役を引退した60代以上に理解を得るのは困難を極めるだろう。情報弱者にむけていかに浸透させるか具体策を検討して欲しい。</p> <p>④社会生活を送るうえで、不都合を解消していくことが人権の擁護を考えるにあたって必要である。まず、一般的な男性の社会生活や活動を基準と考える。そこから女性特有の妊娠出産による生活の制限や身体能力の差に対する配慮、身体障害者の日常生活の支援と行動範囲拡充、精神障害者の働き方の融通と自立支援、知的障害者の日常生活支援と社会参加の拡大、性的マイノリティ及び外国から帰化またはハーフなど日本人的特徴（黒～茶髪など）を持たない人々などの容姿や性的指向で差別されない、などなど、一般男性に近い立ち位置になるよう配慮や支援などが必要。こう書くとも男性には支援がないように思えるかもしれないが、男性側が積極的に支援することで優遇される仕組みが必要なのかもしれない。</p> <p>⑤アウティングの禁止について。秘密の秘匿はマナーの範囲の問題かと思うが、まず、全ての差別を解消することにおいて、自分をオープンにできて、それを社会が許容してくれることを目指しているはずである。また、ミスジェンダリングなんていう言葉もあるが、そもそも人の思考など本人に聞かないとわからないのだから、秘匿することは誤解を増長させることにつながるのではないか。</p> <p>⑥リプロダクティブライツ/ヘルスのすべての人、について。トランスジェンダーを含めてしまうと社会の混乱をうむので、女性（必要なら生物学的な女性）という文言を付けてほしい。性自認主義に基づくと配慮をする必要があるが、性自認男性ならそのような女性の身体で行う行為に興味はないはず。産院が少ないうえ割ける人員も限られているのに個別対応を求めるとするのは非常に困難である。もし、男性として産みたいなどという興味本位でしかない行動で現場に混乱をもたらすなら、私は猛烈に抗議する。女性として出産する覚悟を持ってほしい。</p> <p>⑦差別について。マイノリティとして権利を主張すると、反論を許さない風潮にある。なぜ反論するのか、差別からくるものか見分けるのは非常に難しい。公平な判断をするなら、反論にはその不安を解消する具体案を示さなくてはならない。そうした建設的議論が活発になってこそ、良い社会は生まれる。差別はいけないが、何をもって差別というものの規定を示す必要がある。</p> <p>以上</p>
35	<p>2-⑦の 女性のエンパワーメントの中に、トランスジェンダー女性が含まれていることに疑問を持ちました。</p> <p>トランスジェンダー女性は、やはり生物学的男性であり、身体の外見を変えたとしても、もともと持っている力が生物学的女性とは大きく違ってきます。生理も妊娠、出産、産後の体調メンタル不調ありません。そもそもの身体的能力が違いすぎるので、区別して頂かないと生物学的女性にまた不利益が生じ、生物学的女性の差別や軽視が一層深まってしまうのではと危惧してしまいます。ご配慮お願いいたします。</p> <p>5の「情報の発信、流通にあたっての配慮」に関してですが、「トランス女性が生物学的女性専用スペースに入ることに反対」と言う主張にも適用されてしまうのではないかと危惧しております。</p> <p>現在一部のLGBT活動家によって、生物学的女性の訴えを『ヘイトだ!』と言い、せっかく勇気を出して「女性専用スペースを守って欲しい、女性の人権生存権を守って欲しい」と声を上げた女性たちを黙らせようとしています。声を上げた女性の中には性被害者の方もおられたようです。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(35)	<p>生物学的男性がどんなに身体を女性に近づけて変えてみても、根本は男性です（その反対の女性から男性へもわかりです）。力の差は歴然です。生物学的女性は恐怖を感じます。（私もパブリックコメントをするのにとても勇気が要りました）そう言った女性の声すらヘイトとみなされてしまうのではないかと感じてしまいます。とても恐ろしいことです。当たり前の女性の人権、生きる権利すら主張する事が出来ない様になってしまっは本末転倒です。</p> <p>勇気を出して出した声を、汲み取っていただけるようにしていただきたいです。</p> <p>そして、活動家の大きな声と、本当のLGBT当事者達から聞こえてくる主張が違いすぎるので、議会の方々、行政の方々も注意していただきたいと思いました。声の大きい者の意見ばかりを鵜呑みにするのではなく、ご自身で歩いて本当の声（情報）を聞いていただきたいです。</p> <p>最後に、日本は海外の周回遅れでLGBT騒動になっていると思います。愚行を学ぼうとせず、民主主義を無視して、海外の大使に言われるがままに突き進んでしまう日本は実に愚かだと思っております。悲しいです。海外の今の悲劇的な現状を学んで下さい。事実を目にして下さい。分断と差別と暴力を助長してしまっています。このようなことは誰も望んでおりません。日本で悲劇を繰り返さないように、どうか良きご判断とご決断を切に願います。全ての人々の安心安全と生きる権利のために、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。ありがとうございます。</p>
36	<p>基本理念に、平等な参画機会の確保とありますが、ただ機会を平等に用意するのではなく、女性や性的マイノリティーの方を優遇するようなアフーマティブアクションをとることが必要だと感じました。一時的に、不平等な状態が生まれてしまっていますが、アフーマティブアクションなしに今のジェンダーにおける格差は解決されないと考えます。ジェンダー平等を図る際に、女性や性的マイノリティーの方の権利を確保することが特に重要視されていますが、男性の権利にも同じように目を向けるべきであると感じました。</p>
37	<p>我が国では男女共同参画基本法によってジェンダー平等社会を目指し様々な施策が国によって行われています。しかしながら、肯定的差別（アフーマティブアクション）と称して女性登用に数値目標を設けるなどし、男性の就労機会や出世機会を奪う結果をもたらしているにも関わらず、女性のエンパワメントという美辞麗句のもと一方的に男性へ我慢を強いている状況であり、事実上、ジェンダー平等ではなく単なる女性優遇でしかなく、社会には不満が鬱積している状況です。</p> <p>これを踏まえて以下、提言させていただきます。</p> <p>人権侵害の根絶と称し漫画やアニメ、小説の表現について、不適切な表現を排除しようとか、公共空間にふさわしい表現などと理由を付けて広告表現への自主規制を強制するような声がありますが、そもそもそうした主張には科学的な根拠が無く、単なる個人的な感情論によるものです。</p> <p>そのため、本条例は現実の被害を根絶することを目指すべきであり、フィクションの産物である創作物への規制を正当化したり、推進するようなものとはすべきではありません。</p> <p>ハラスメントについても、虚偽の被害告発や告発の濫用によってハラスメントではないような行為まで被害の対象となって人々のコミュニケーションの阻害となることを防ぐため、ハラスメントの明確化や、なんでもハラスメントに結びつけるような真似は誤りであるという啓発を盛り込むべきでしょう。</p> <p>現に、告発者が嘘の証言をした事で一自治体の首長が冤罪で職を追われかけるような事件も発生し、これについては被害者による虚偽告発を行った者への名誉毀損訴訟が係争中です。</p> <p>女性のエンパワメントについても、ジェンダー平等と言いながら事実上の女性優遇である現状を踏まえ、女性のエンパワメントの大前提として「性別によらず全ての人の権利のエンパワメント」という文言を書き加え、ジェンダー平等を正しく社会へ浸透させる努力をする方向性にすべきと考えます。</p>
38	<p>こんなもん、日本に必要なし。</p>
39	<p>学校にて、きちんと包括的性教育を産婦人科医や助産師、泌尿器科医師あるいは小児科医を講師として学べる授業を提供して欲しいと思う。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
40	<p>「(仮称)ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方について」に加える事柄として、「3.各主体の責務」の箇所に「保護者の責任」を提案する。性的マイノリティの子どもたちにとって学校における性的な差別に立ち向かうことや自らのアイデンティティを主張することは一人では難しいと考える。そのような子どもたちへの理解者として、最も寄り添ってあげなければならないのは、その保護者であると考え。性的マイノリティの子どもたちが保護者にカミングアウトした際に、その保護者には拒絶や、偏見を持たずに子どもたちに理解を示し、接する責任があると考え。保護者の性的マイノリティ理解推進のために性的マイノリティ当事者や団体による講演会など、区が理解推進のための取り組みを主催する必要があると考える。</p> <p>また、「苦情・相談の申出・対応」の中で「区長は、苦情・相談の申出について、必要に応じて有識者に意見を聴くことができる。」とされているが、有権者に意見を求めない場合、区長による苦情や相談への返答は、十分なものになりうるのかどうか疑問である。区長や区職員のジェンダーに関する理解度が不十分である場合、返答によって性的マイノリティの方々や発言者を傷つけかねないと考える。どのような苦情や相談にしろ、必ず第三者である専門家、もしくは性的マイノリティ当事者の方の協力を得て、対応していくことによって、より良い「ジェンダー平等を推進するための条例」になっていくのではないかと考える。</p>
41	<p>「ジェンダー平等」を推進するための「区がめざす姿」「基本理念」に賛成の立場から意見を述べます。ここに掲げられた理念が額縁で飾られる言葉で終わってはならないと強く思います。「ジェンダー平等」の実現には、女性が生涯にわたって不安なく生活できるための個々の経済的基盤の確立が社会的に保障されることが不可欠だと思います。それを基礎にして主体的な生き方の選択や社会活動への参加が可能となるからです。</p> <p>1986年の男女雇用機会均等法の制定、1999年の男女共同参画社会基本法の成立は「ジェンダー平等」への意識を高め女性の活躍の場を広げる後押しとはなりましたが、20年或いは30年を経ても日本のジェンダーギャップ指数は悲しむべき数値を示しています。その原因の大きな部分を占めているのが経済的格差ではないでしょうか。そしてそれと絡み合う形で存在する差別構造だと思います。女性自らの努力だけでは打破して伸びてゆくことが困難な壁があります。個々の女性の努力やチャレンジを支えていくインフラストラクチャーとして、本条例が機能してゆくことを期待します。</p> <p>私のまわりには正規職員で働きたいのに派遣会社に登録するしかなかったという女性や契約社員なので、いつ解雇されるか常にハラハラしているという女性が少なくありません。「多様な働き方」という巧みな表現の裏にあるのが、不安定雇用に甘んじなければならない多くの女性の現実です。数字にすると下記ようになります。</p> <p>2021年の女性の就業者78.6% 男性83.9%</p> <p>同年 非正規の女性労働者 1413万人(53.6%) 非正規の男性労働者 652万人(21.8%)</p> <p>《出典：令和4年版男女共同参画白書、内閣府男女共同参画局》</p> <p>この雇用形態の歪みが年金にまで至る生涯の経済的格差を生み出しています。その格差が健康破壊やさらなる社会的不利益を連鎖させていきます。いわゆる「就職氷河期」世代の「老後」への不安も遠くない将来のことです。</p> <p>以上のことから「女性が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利と保障」するために以下の提案をいたします。</p> <p>(1)区内事業者への働きかけを積極的に行い、非正規雇用者の正規化を促進する。また区は率先して直接雇用を充実させる。</p> <p>(2)女性の政治参加すなわち被選挙権の行使を促進する規定を盛り込むこと。女性の立候補を助成する補助金制度を創設すること。</p> <p>(3)女性がどのような課題を抱えているのかについて定期的の実態調査を行い施策に反映させる。常設の機関を設けるか、男女共同参画センターの機能強化も考慮されたい。</p> <p>(4)女性の所得は相対的に低い現状であるが、女性であるが故の出費は多い。少子化対策の一環として生理用品購入への配慮が必要である。補助または消費税を食料品並みに8%とする税率引き下げを要望したい。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
42	<p>品川区には出版社等も多くありますので意見を送らせていただきます。</p> <p>「5、情報の発信・流通にあたっての配慮」について、「何人も、情報の発信および流通にあたっては、性別などに起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分配慮しなければならない。」とありますが、この文言では、日本国憲法第二十一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」との兼ね合いが取れないのではないかと考えられます。</p> <p>「表現を用いないよう十分配慮しなくてはならない」という文言が人権保護のためではなく単なる風紀取り締まりのために利用されないか心配しております。</p> <p>どうしてこういう意見を出すかと言うと、大阪府が2021年3月に策定した「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」の中に『2 考えてみよう その表現 (5)興味を引くためだけに、女性を使っていますか』という内容で、「こういう表現をしないように」という例としていわゆる漫画やアニメ、萌えキャラを使ったポスターのイラストがあり、「表現規制ではないか」と多くの漫画家やイラストレーターから批判の声が上がったからです。</p> <p>品川区の「ジェンダー平等の実現」に向けた理想は良いものだと思いますが、過剰なメディアへの表現の自粛の押し付けやポリティカル・コレクトネスの押し付けにならぬよう、また性別などにまつわる社会問題の議論を萎縮させることが起こらないよう、条例文を推敲していただきたいと思っております。</p>
43	<p>①下記の項目に「ジェンダーアイデンティティ」という文言が入ることは、女性の人権を侵害し差別を深めるものであるため、削除をお願いいたしたく存じます。</p> <p>◆「2. 基本理念」の「⑦女性のエンパワーメント」 「女性（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく女性をいう。以下同じ。）」</p> <p>◆「7. 推進計画の策定」 「区の政策に多様な意見を反映するため、区の附属機関等における委員の男女（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく男女をいう。）構成…」</p> <p>②「その他」の項目などに、下記のような文言を記載し、生来女性の安全を確保していただきたく存じます。 「性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティの尊重で人権の衝突が起こった場合、公共の福祉に反しないよう調整し、全ての国民の安心に留意する」 ※「LGBT理解増進法」と憲法第13条に準ずる</p> <p>-----</p> <p>【生来女性の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性身体に比べ、筋量や骨格、体格が劣る ●妊孕性があるために進学、就職での差別がある ●性暴力の被害者になりやすい <p>上記のように身体男性と身体女性は非対称的であり、とりわけトイレ、浴場、更衣室、シェルター等の女性スペースにおいて、いかなるアイデンティティを持とうと、身体が男性であれば女性の安全と安心はおぼやかされます。</p> <p>性犯罪目的で自らを女性と偽る男性と、「ジェンダーアイデンティティ（性自認）」を尊重されるべきトランスジェンダーの方との区別は、誰にもつけられないためです。</p> <p>ジェンダーアイデンティティ（性自認）が先行した欧米の悲惨な現状から目を背けず、品川区民や区内に通勤・通学、来訪する人間の半数は女性であり、子供たちも多くいることにご配慮の上、適切な条例への改訂をお願いいたします。</p>
44	<p>・ジェンダー平等の上で重要な男女の賃金格差の解消へ、区の男女賃金格差の実態把握と公表を行うべき。また、女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金引上げを進めるべき。また、世界では主流になっている包括的セクシュアリティ教育の推進をもちこむべき。</p> <p>・基本理念②③に関わって、圧倒的に女性が姓を変更し不利益を受けている現状に鑑み、選択的夫婦別性の導入を区から発信すべき。</p> <p>・基本理念⑤に関わって、子どもを産む・生まない、いつ何人産むかを女性が自分で決める権利を保障するため、経口中絶薬や緊急避妊薬を入手し利用できるようにするべき。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
45	<p>自分は生まれも育ちも品川区ですが、区として取り組むべき課題の順序を完全に間違えていると思います。</p> <p>例えば他区と比べて極めて遅れている障害福祉施策の改善など、先に手を打つべき課題があるのではないのでしょうか？</p> <p>SDGsなど耳障りの良いものだけを追い続けていても、すべての人が対等な権利を有する社会は、絶対に実現できません。</p>
46	<p>まずこの件の主軸は、「女性差別解消」が目的ではなかったのか。</p> <p>1回目と2回目の議事録の違いが酷い。</p> <p>流行りの「ジェンダー平等」を語るなら、各地、各国で取り立たされているLGBT保護を推進した結果起きている暴力やレイプ、男性器をつけた自称女が近づいてくる本来の女性の精神的被害などの問題を議論し解決策まで見出してからではないのか。</p> <p>精子提供のみで十月十日妊娠してたわけでもない ゲイ活動家が生殖の問題は女性だけが抱えるものじゃないとか言って代理出産擁護的とも取れる発言の容認や、女性のエンパワーメントだけでいいのかと、問題をすり替え、女性のエンパワメントの一文が消され、女性差別対策が縮小されたことはおかしいと思います。</p> <p>なぜ、腕力では勝つことのできない 自称女のおじさんの願望のために、 今以上に女性・子供が、困らなければならないのか。</p> <p>なぜ品川区に生きている女性より、 各所で問題視されてるLGBT活動家の意見を優先するのか。</p> <p>どうしても必要なトイレすら男性とその他という配置が優先されるのか。</p> <p>区議会ははじめ、男性比率が大きいから、 意見が偏るのではないのか。</p> <p>流行りに乗ってそれっぽく、なんとなくまとめるのではなく、 むしろ、今こそ、女性を平等に扱う、おかしいと言われている話題に、 真っ当に対応する品川になれば、 安心して暮らせる魅力的な街になると思います。</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）、が来年2024年4月に施行されるにあたり、DV被害者、性暴力被害者、そのほか女性の貧困対策を着実に実施できる根拠としての条例にすること ・上記にも関連しますが、多様性の重視はもちろんだが未だ解決していない女性特有の問題にもしっかり取り組んでいけるものとする。 ・男女共同参画センターについて相談・支援、市民の活動拠点として条例に明記すること。 ・条例名に「ジェンダー平等」が入る例は少なく先駆的です。条例名称にもいれてください。 ・推進会議での事業評価には第三者的な目線を持たせること。 ・条例案についても区民にも示し、意見を求め、柔軟に区民の意見を反映して欲しい。
48	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、前提として日本にこの様な条例は不要と思います。基本、差別はないと思います。問題は、正確な情報と教育。 ・国もそうであるが、日本の条例(案)であるにもかかわらず、やたらとカタカナが多すぎる。意味が不明確・不明になる。 ・本条例(案)には大反対です。

No.	ご意見（表現を一部修正）
49	<p>日本の憲法に定めている「基本的人権」を区民生活全般に据えることをまず強調したいです。自分を大事にすることは勿論、他人を大事にリスペクトすることが当たり前の社会にすることは行政の重要な役割だと思います。</p> <p>区が基本的理念としてあげている9項目は、どの項目も欠かせないものです。今回、私は5番目のリプロダクティブヘルツ&ライツと性教育について述べます。</p> <p>女性が子どもを産む・生まない、いつ何人産むかを決める権利は女性の基本的権利です。性と生殖に関する健康や、それについての情報を最大限享受できることは大事な権利です。その権利を明確に打ち出すべきだと考えます。</p> <p>なぜなら、日本の私たちは人間の生理や生殖、避妊についての科学的知識など学ぶ機会がないまま大人になり、健康上の理由や経済的事情などで生みたくなくても中絶することは悪だというスティグマや明治時代からそのまま残っている刑法の堕胎罪の中で多くの女性が深い苦しみを抱えてきました。時々、「公園のトイレで出産し、生まれたばかりの子どもを遺棄した」などというニュースを耳にします。このような悲しいニュースをなくすためにも、リプロダクティブヘルツ&ライツをしっかりと位置付け、女性の権利が保障される社会に変えることが急がれます。</p> <p>世界では「中絶の権利」はすでに確立した人権となっています。WHOによる「安全な中絶」の定義と科学的なエビデンスに基づく中絶医療が改善されてきています。日本でようやく承認された経口の中絶薬はエコー検査が不要なので中絶の早期化が進み、心身の負担が少なく安全といわれています。</p> <p>是非とも、女性の基本的権利という位置づけを打ち出すよう強調します。</p> <p>同時に、性教育を幼児の時期から成長に合わせて取り入れるべきです。世界の性教育を知ると、人権教育そのものになっています。日本の実態とは全く違うことに驚きます。自分の身体を大事にすることを身に付け、さらに他人の身体も大事にする。人間関係をリスペクトの精神で作りあげる。本当に大事な問題です。</p>
50	<p>セックスとジェンダーの区別をつけてください。 身体の性別は妄想や服装で変えられるものではありません。 自分を女だと思い込んだ男を女性とみなす条例を制定するならば反対します。</p> <p>刑務所での処遇やスポーツなど、海外ではトランスジェンダー(以下TG)による問題となった事例があります。</p> <p>アメリカ、イギリスなどの諸外国でも強い議論が起こっており、人々を分断している現状になっています。 そのため、支持を失いつつある政党もあります。 多くの人々の賛同を得られないだけでなく、女性という階級の間が抑圧されてしまう政策を行うべきなのではないでしょうか？ それでは大元の趣旨に反して女性虐待ではないですか？ また、ド素人でも調べられることをなぜ、議員や委員会の人々が調べないのでしょうか？ 税金をドブに捨てて欲しくありません。</p> <p>日本でも経済産業庁の未手術のTGのトイレ利用の裁判がありました。 これらの事が区民の賛同を得られるか再考して下さい。</p> <p>内心は自由です。 誰が化粧をしても、スカートをはいても、髪をのばしても自由です。 それで暴力をふるわれるのはおかしいと私も思います。 でもそれら文化的なものを性別の根拠にして他人に強要、もしくは公に扱うのはおかしいです。</p> <p>2023年では髪を伸ばすのは圧倒的に女性でしょうが、1970年代であれば男性も伸ばしていました。 普遍性のないものを理論の根拠にするのはおかしいです。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
50)	<p>ジェンダーアイデンティティを性別として扱う事と、女性をエンパワメントすることの両立は不可能です。 なぜ身体男性とおなじ更衣室で着替えなければならないのでしょうか？ その人が痴漢ではなくTGだという担保を誰がしてくれますか？ 役所ですか？トイレごとに役所の人立って見張りますか？ 実際に大井町の男女共用トイレで事件が起こっているじゃないですか？ 利権を目的としたアドバイザーだけを儲けさせるような区にするんですか？ このような矛盾だらけのおかしな条例にコストをかけないでほしいです。 子供、老人、病人、障害者、低賃金等で生活に困窮している方たちなど立場の弱い人々のために、 よりより生活が送れるよう真面目に取り組んでほしいです。 区長には心から失望しています。一市民からの強いお願いです。</p>
51	<p>1. 推進会議議事録は公表してください。 1. 意思決定の場に女性をふやす視点から、推進会議メンバーは男女同数に。又、LGBTQ当事者の参加が望ましい。 1. 包括的性教育の推進にあたっては、教育委員会の考え方にも大きく左右されると思われる。各方面との話し合いも積極的におこなってほしい。</p>
52	<p>ジェンダーギャップ指数が146か国中125位という大変遅れた状況の中で、何が問題なのかを明確にするところから検討をすることが必要ではないかと思えます。課題を洗い出し、その課題を改善へ前に進めるための条例にして頂きたい。そのためには、検討委員会のメンバーも課題の当事者や、問題意識を持って取り組んでいる方々を入れ、深めた検討を時間をかけて行うことが必要だと思えます。例えば、LGBTQの当事者や女性団体、リプロや性教育の問題の取り組みをされている方などがメンバーに入ることによって深まった議論ができたのではないかと思えます。議事録も8月の委員会分が11月になっても出されないことも改善を求めます。ジェンダー平等推進条例がつけられ、その条例が、具体的に、ジェンダー平等を大きく前に進めるものになるよう期待しています。第2回目の検討会で出されていた条例のタイトル例「女性や多様な性を尊重し合い、誰もが公平な社会を実現するための条例」には賛成です。</p> <p>具体的な中身については ①ジェンダー問題の大本に、国連からも経済分野での指摘がされている通り、男女の賃金格差があります。コストカットされてきた非正規の多くが女性であること、女性が多く働く医療や介護、保育の現場の劣悪な環境など改善が求められています。 ②リプロダクティブヘルス/ライツの項目が基本理念に入ったことは評価しますが、日本の性教育、避妊、安全な中絶、法律などどの分野でも遅れた実態の認識を共有し、その上で、子どもを産む、産まない、いつ産むかを自分で決める基本的人権だという事を明記して頂きたい。さらに、そのために情報を最大限享受できることも保障されるべきです。 ③教育も項目として入っていますが、包括的性教育を明記し、具体化して頂きたい。望まぬ妊娠で人生を狂わせることがないようにすることと同時に、豊かな人生のための性教育として頂きたい。</p>
53	<p>はじめに 条例制定は理解、歓迎します。作るからには、広く区民の意見を聴き、理解が深まる方向で取り組んでほしい。パブコメ1か月では、たいへん不十分です。 検討委員会の議事録を読みましたが、ジェンダー不平等の実態や、なぜ日本のジェンダーギャップ指数が125位なのか？改善がされない日本の歴史的原因の掘り下げが全くされていない。条例を作る前に、各分野の専門家を入れ、公募区民を増やし、検討会を広げ深める必要を強く感じました。総体をとらえずして、形だけの理念条例を作っても生かされないと思えます。</p> <p>1. 品川区が目指す姿 大前提として、ジェンダー平等とは、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、すべての人の人権を尊重する自治体として、世界にも、国にも宣言してほしいです。</p> <p>2. 基本理念 ①人権侵害の最たるものが、男女の賃金格差です。正規・非正規を問わず賃金格差をなくすこと。働く場でジェンダー平等の見える化を行うこと 具体的には区内企業への実態把握、公表の義務。女性が多く働く、介護・福祉・保育などケア労働の賃金引き上げ。役職の割合を、半数にするなど。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(53)	<p>⑤に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育の重要性を強調してほしい。子どもも、成人も性教育が公的に全くされていないことを重視し、科学的な包括的性教育の導入。生まれる前からの性教育、子どもにも、親にも、成人にも、自身を守り、他者を傷つけない教育をあらゆる期間で実践してほしい。 ・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点は、性と生殖に関する健康と権利の立場、とりわけ権利としての立場が不可避です。「性と生殖に関する女性の自己決定権」と自己決定した内容を実現するための「ヘルスケアを得る権利」です。権利として国政水準の避妊・中絶医療を勉強して保障してください。望まぬ妊娠出産をなくし、女性の体を守るための、安全な避妊法、安全な中絶を自己が決定し選べる環境整備を望みます。 <p>⑥ジェンダーの視点で社会保障の遅れを補う視点が重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせるように、ひとり親家庭の支援の充実 ・女性の無年金・低年金をなくしていく支援が必要ではないでしょうか。
54	<p>提案の条例に盛り込むべき考え方は骨子なので、具体的な条例案については再度パブコメをお願いしたい。</p> <p>品川区の条例づくりは23区の残り5区に入る後発になるが、先進的な他区・市の条例も参考にして、区の男女平等が前進する内容にしてほしい。2024年の9月末から開催の国連女性差別撤廃委員会において日本の第9回報告が審議される。品川区の条例策定に当たっては女性差別撤廃条約及び、この間の委員会からの総括所見も参照して作成願いたい。</p> <p>苦情処理については、考え方の8に記載があるが、ぜひ苦情処理委員会の設置をしてほしい。</p> <p>条例の見直し規定は3年ないし5年を目途に見直しする規定を入れてほしい。 また条例の検討にあたっては必要に応じてNGOなどのヒアリングをしてほしい。</p>
55	<p>○内容が困らないのに早急すぎます。総務委員会だけではなく区議会全体でじっくりと吟味、議論してから条例を制定してください。</p> <p>○品川区は23区唯一の人権宣言制定30周年と聞きました。それにふさわしい人権をもりこみとらえた条例にしてください。</p> <p>○小中学校での人権も含めた包括的性教育を実施してください。</p> <p>○選択的夫婦別姓を希望する人がたくさんいます。「選択的」なのだから別姓を選びたい人が選べるよう条例にもりこんでください。</p> <p>○品川区役所内の管理職及び小中学校の管理職は男女またはLGBTQの方も含め、男性以外の方を半分にしよう条例にしてください。</p> <p>○リプロダクティブヘルスについて、区議会、区職員、区民が勉強し正しい知識が身につくよう、推進してください。権利、人権であることも忘れずにもりこんでください。</p>
56	<p>考え方「6.」について。推進会議の委員の数は15人以内となっておりますが、なぜ15人と決められたのでしょうか。ジェンダー平等と謳うのですから男女（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく男女）10人ずつの20名でもよいのではないのでしょうか。</p> <p>考え方「7.」について。「推進計画は推進会議の意見を聞いて策定する。」とありますが、推進計画についても今回の意見募集と同じように区民からの意見募集を行っていただき、それを反映させてから策定してほしいです。</p> <p>今回の「考え方」に対する意見募集の実施は、とてもよいと思いました。計画の策定段階、条例の本文内容についてもぜひ同じように区民からの意見募集を実施してもらいたいです。</p>
57	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定のための検討をもう少し時間をかけて内容の豊かなものになる様議論してほしいと思います。 ・選択的夫婦別姓を認めて下さい。 ・ジェンダー平等を実現するためには一人ひとりが人生をどう生きるのか自由に選択でき、どんな選択であっても保障する具体的な政策が必要と思います。 ・リプロダクティブ・ヘルス&ライツを実現するには産む人の権利もしっかり保障してください。当人が望むならば出産し、支援を受けながら安心して育てていける「産みやすい」環境づくり。「自分の身体のごことは自分で決める」という基本的な考え方もりこんで下さい。 ・安全な中絶を今こそ・・・「飲む中絶薬」を承認して

No.	ご意見（表現を一部修正）
58	区が一方的に進めるのではなく、区民が主体的に参加して区民が出した案から条例作りをすすめることを希望します
59	まずは、品川区としてジェンダー平等を推進するための条例作りに取り組んでいただき品川区民として嬉しく思います。ありがとうございます。盛り込んでほしい点として、包括的性教育の拡充、議員のハラスメント条例の制定（女性議員が議会内だけでなく外で選挙活動しやすくなるために）、女性の貧困対策やシングルマザーに対する支援等が入るといいなあと思います。
60	<p>ジェンダー平等への条例制定を歓迎します。 また、盛り込むべき理念も、素晴らしいと思います。 この条例が速やかに制定され、誰もが暮らしやすい社会の実現をすべく、邁進していただきたいと思います。</p> <p>その、思いを進めるために僭越ながら、提言をさせていただきます。</p> <p>1、クオータ制の導入 2、啓発活動の充実 3、相談窓口の設置と、徹底した対応。</p> <p>上記に関し</p> <p>1のクオータ制については逆差別との見解もあるが、過渡期である現状においては、一定程度理解の得られる内容だと思います。</p> <p>2の啓発活動は教育機関はもとより、「ジェンダー平等」に対し、忌避感を持つ方々への正しい理解をより広く強く伝えていただきたいと思います。</p> <p>3の相談窓口は設置がゴールではなく、そこからがスタートです。 相談された問題に対し、最後まで寄り添い、解決していくことが求められます。 その先にある、より良い、誰もが生きやすい、住みやすい社会を構築していくことがゴールだと考えます。</p> <p>是非とも、品川区には、先進的な取り組みをしている区として、様々な場面で取り上げてもらえるようになって欲しいと考えています。 新しいことを始めるのは大変ですが、実り多きものとなるよう祈念申し上げます。</p> <p>最後にちょっと残念な一言を伝えさせていただきます。</p> <p>下記に、性別の欄がありました。昨今は「その他」を設けることが多いかと思います。 ましてや、ジェンダー平等に関する意見を聞く場としては、認識が甘く、配慮が不足しているのではないかと思います。 この一点だけで、一事が万事と思われてしまうのではないかと思います、非常に心配です。</p> <p>皆様、今からです！頑張ってください。</p>
61	<p>「ジェンダー平等の実現」を目的とした、新たな条例に盛り込むべき考え方について考える上で、ジェンダー平等を推進しなければならなくなった歴史的な経緯を踏まえる必要があると思う。様々な技術が未発達だった時代において、性別により社会的な役割を担うことは、社会を維持していく上で死活問題だったと考えられる。ある意味、鍛え抜かれた筋肉による暴力は、多くの問題を解決することができた時代であれば、生まれ持った性別により、その優位、劣位を決める必要に迫られたのだろう。しかし、時代が進み、鍛え抜かれた筋肉による現状変更は否定され、優れた知恵と人との協調性が課題の解決につながるようになり、前時代的な価値観から解き放たれ、社会制度に期待される在り方も変わってきた。</p> <p>すなわち、現在では、古い時代の性別役割分担の慣習は、自由な行動やイノベーションを制限し、社会の成長の阻害要因になっている。そして、より社会生活の自由度を求めて、「ジェンダー平等の実現」を求める意識が高まっていると思う。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(61)	<p>一方で、古い価値観に基づく根強い抵抗もあり、今回まとめられた「「ジェンダー平等の実現」を目的とした、新たな条例に盛り込むべき考え方」の中にも、古い価値観に忖度するあまり、主目的となる在り方の主張が弱まっているように思う。</p> <p>「ジェンダー平等の実現」を推進していくという点では、この既存の考え方に配慮した視点が必要かもしれないが、今後、目指す社会が「ジェンダー平等の実現」がなされている状態が目的だとすると、もう少し、「ジェンダー平等」を肯定する表現の方がいいのではないかと思う。</p> <p>具体的には、次の2文、『1.品川区が目指す姿「ジェンダー平等社会の実現」』の中の、『排除されることの「ない」社会』と、『差別や暴力を受けることの「ない」社会』のところに使われている「ない」という否定的な表現を、肯定文の形で、主張すべきではないかと思う。</p> <p>例えば、「排除されることのない」よりは、「そのままの在り様（方）を受け入れていく」というほうが、よりマイノリティとして不平等を感じていた人たちには、優しさや愛情を感じられるのではないかと思う。</p> <p>また、「暴力を受けることのない」よりは、「暴力を否定する」のほうが、より、社会における不当な不平等や、力にものを言わせる暴力を強く否定する姿勢を表せるのではないだろうかと思う。</p> <p>6. 推進会議の設置について</p> <p>日本のジェンダー平等議論の起源に当たるものが、1979年の国連・女子差別撤廃条約を契機に始まったと考え、その後の労働基準法4条、民法90条を通じた憲法14条（法の下での平等）による男女平等法理の社会的な定着・浸透が進んだことであった。</p> <p>憲法が1946年に制定され33年も経って、ようやく「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の前身となる議論が始まったことを憂慮すべきである。</p> <p>当時も、「男女平等法制」そのものの自体が「日本の文化の生態系」を破壊するものとして、根強い批判が展開され、それまでの「婦人の福祉を保護する」法律の改正が男女平等の法制の始まりであったほど、男性優位社会の維持への強い反発があったことを忘れてはならない。</p> <p>これまでの、1997年、2006年の2度の法改正で現在の形になったものの、ジェンダー平等への根強い反発が強く、日本のジェンダー指数も世界標準には遠く及ばず、現、品川区長も、政治を志したきっかけが、「結婚・出産にあたって、その後のキャリア形成に大変苦労した」であったことから、ジェンダー平等を推進することは、困難を極めてきた。</p> <p>今回のこの推進会議にあっても、おそらくその社会的な環境には変わりがないことを鑑みると、まだ、議論の結果ではなく、議論の経過が重要な時代は終わってはならず、議論の中身を広く区民が共有し、社会的な課題として多くの人が考える機会を得ることが、最も重要であると思う。</p> <p>このため、この会議での議論の議事録は、全て公開されることが前提であるべきだと思う。</p> <p>「会議の議事録は、すべて公開するものとする。」の一文を追加すべきだと思う。</p> <p>2. 基本理念について</p> <p>①の「人権侵害の根絶」の中で、性別の定義が「生まれた時に割り当てられた性」との記述があるが、主体的に割り当てられるものがないこと、現在のところ生物的に、生命誕生にあたって、偶然のDNA配列で決まる肉体的な特徴であること、社会的にも、この肉体的な特徴によって、古い価値観の社会では役割分担をせざるを得ない環境下で、慣習的に決まってきた区別であること、などから考えると、「割り当てられた」というよりは、「生まれ持った」とするのが妥当だと思います。</p> <p>社会的な視点からすると、「割り当て」に問題があるので、これを炙り出すためにも、「割り当てられた」と表現すべきとも言えそうですが、その前提となっている「生命誕生に起因する偶然生じる特徴」こそが、本来尊重されるべき権利の根源であると思うことが、ジェンダー平等の議論の目的なのではないかと思うので、「割り当てられた」ではなく、「生まれ持った」と言うほうが、問題の本質を表しているように思います。</p> <p>2. 基本理念について</p> <p>②の「多様な生き方の選択」について、「平等」という言葉に、分け隔てなく同じ資源、同じ結果、同じ負担をもたらすことのようにも取られるが、「ジェンダー平等」の議論は、偶然により生じた多様な差異が、多様な在り方を認められる状態のことであるはずで、この議論の結果、何かを強制されたり、奪われたりすることがあってはならないのではないかと思います。</p> <p>「ジェンダー平等」は、「ジェンダー・ボーダレス」ではないことを意識づける取り組みであるべきで、許容すべき行為の範囲等、自由度を高める議論になるように期待しております。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
(61)	<p>2. 基本理念について ⑥のジェンダー平等を推進する社会を支える教育について メディアリテラシーの説明について、「様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択したうえで適切に利用して発信する能力」とあるが、「主体的に」以降について、「読み解き（く）」「取捨選択し（する）」「適切に利用して発信する」は、すべて「能力」にかかる修飾部なのだと思うのですが、（仮称）の「取捨選択したうえで適切に利用して発信する能力」では、「取捨選択する」という修飾部が「発信する」なのか「能力」なのか、被修飾される箇所がわかりにくく、むしろ、この部分だけ宙に浮いているような印象を受けます。ここは、句点を使って、「取捨選択し、適切に利用して発信する能力」か、句点の連続を嫌がるのであれば、「適切に取捨選択して発信する能力」とすべきではないのかと思います。</p> <p>2. 基本理念について ⑥のジェンダー平等を推進する社会を支える教育について メディアリテラシーの育成が、偏向的な世論誘導にならないように注意する必要があるように思う。</p>
62	<p>ジェンダーアイデンティティは「男性／女性」ではなく、「ますらお系／たおやめ系」で表現すべきと思う。 「男性／女性」は身体的なものであって、ジェンダーを指すものとしては使えないから。</p> <p>性的指向でパートナーシップ宣誓制度を作る動きがあるが、それは心を縛る制度だから憲法に反します。 ジェンダーを制度にすることはやめるべきです。</p>
63	<p>品川区における「仮称 ジェンダー平等を推進するための条例」の制定は素晴らしいことであり、特に、以下、3点要望します。</p> <p>①条例の名称は仮称で、今後変更の可能性もあると承知していますが、条例は「ジェンダー」の語を含む名称としてください。「男女共同参画」は対象を男女に限るものであり、性の多様性が広く認識されてきた現在、不十分な語となっています。自治体によっては、今なお「ジェンダー」の語を正しく理解できず危険視する向もあるときいていますが、多様な性の存在を前提とし、社会的文化的に作られてきた性差とその問題点を是正していくためには、「ジェンダー」の平等という捉え方は必須です。この点で、条例名にジェンダーの語が明示されることはきわめて大切だと考えます。</p> <p>②教育、文化行政の分野でのジェンダー平等を推進する方針を明記してほしいと思います。法と条例の差はありますが、たとえば、台湾におけるジェンダー平等教育法には、「学校教材の編纂、審査、採択は、ジェンダー平等教育の原則に適合しなければならず、教材の内容は各ジェンダーの歴史的貢献や生活経験をバランスよく反映させ、多元的なジェンダー視点を示さなければならない」といった規定があり、学校教育はもちろん、博物館などの社会教育や文化行政においても、組織、運営方法、教材や教育内容、文化資源の保護などは、常にジェンダー平等の原則に則って行われています。翻って、品川区ではどうでしょうか。例えば、現在リニューアル中の品川区郷土博物館の展示内容にジェンダーの視点は含まれるのでしょうか。品川区の条例において、学校や種々の教育・文化施設、それらを対象とする行政においてジェンダー平等を追求するという原則が明記されることで、教育、文化の面でもジェンダー平等も大きく進むものと考えます。</p> <p>③区内の公的機関におけるジェンダー平等の達成度をホームページに常時掲載する規定が必要だと考えます。現在、先進諸国では、公的機関や企業などにおけるジェンダー平等達成度を明らかにすることは常識となっています。残念ながら日本国内ではまだ十分に行われていませんが、品川区でそのような取り組みが行われれば、問題の解決に資するだけでなく、他の地方自治体の模範ともなるでしょう。先進的な取り組みを求めます。</p>

No.	ご意見（表現を一部修正）
64	<p>ジェンダー平等政策は、生物学的女性の安全や生物学的女性の権利を侵害するものであってはならないです。</p> <p>海外で始まったLGBT政策は生物学的女性に深刻な権利の侵害や篡奪が行われております。包括的性教育の名の下にポルノまがいの教本を使ったグルーミングや未成年へのホルモン治療、身体整形手術、女性の権利を守ってくれと声を上げる女性たちへのLGBT活動家（アライ）の攻撃は世界中で問題になっています。</p> <p>日本でも市井の女性の権利を訴える女性たちを攻撃するケースが後を絶たず。先日は抗議を続けて来た女性の子供への危害をほのめかす脅迫が起きて女性たちとの間で怒りと恐怖を訴える声が上がりました。</p> <p>品川区は女性や子供の尊厳と安全を守って下さい。条例を作るにあたって必ず本当に弱いのは誰かを念頭に入れて下さい。</p> <p>お願いします。</p>
65	<p>条例案の変遷を拝見して、⑦女性のエンパワーメント を復活させてくださって、感謝いたします。セクシャルマイノリティの包摂も大事ですが、それを用いた女性差別の不可視化が実行されることのないようお願い致します。</p> <p>「女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を実現するための条例」が「ジェンダー平等を推進するための条例」に変わりましたが、前のほうが良いと 생각합니다。</p> <p>ジェンダー平等とは何でしょうか？ジェンダーは日本の一般社会では「選べる性」であるかのような使い方をされることがあります。ジェンダーとは社会的に構築された性差（実質的に性役割・ジェンダーロール）のことであり、本来は男女の肉体的性差は生物学的にあるという上で、社会的な男女の性差はなくすることが可能であるという言説のために生まれた概念です。</p> <p>聞くところによると、英語圏における「ジェンダー」の使われ方として性別を指す用法はあるようですが、身体性を指す「セックス」が性行為と混同されるからであるとか。日本においては性別そのものを指す用法は一般的ではありません。gender equality のことであれば、そもそも女性差別撤廃の意味合いが強いそうです。SDGs の目標5も empower all women and girls と記されています。</p> <p>セクシャルマイノリティを包摂するために「ジェンダー平等」とまとめることで、女性差別を覆い隠すことが可能になるため、あまりいいとは思えません。</p> <p>例えばレズビアン女性のカップルは、従来の男女の就労格差により世帯収入が低くなりがちですが、一方で婚姻ができないことによる弊害などもあるでしょう。女性の置かれたジェンダーロールを受け、性被害を受けるのです。しかし、単に同性愛者差別としてまとめて、女性差別を覆い隠し、ジェンダー平等バンザイとできてしまう。そういった懸念です。</p> <p>①人権侵害の根絶 性別等とは、性別（生まれた時に割り当てられた性をいう。）、性的指向およびジェンダーアイデンティティをいう。</p> <p>→ 生まれたときに割り当てられるというのは不正確です。生物学的性別等とするべきで、もしDSDsの方の包摂を指すのであれば、彼らも生物学的に男女どちらかであるので、やはり不正確です。</p> <p>→ ジェンダーアイデンティティは「ある」とする理想論によって弊害が可視化されてきています。実際、歌舞伎町タワーオールジェンダートイレ廃止や、経産省トイレ裁判で女性は困難に気づき始めています。法律や条例で無理やり通すことで、反って分断を産み、理解から遠のくのではないのでしょうか。</p> <p>確かにトランスの人に就労差別等があってはなりません。しかし、同時に女性差別とのコンフリクトで女性が困難になることのないよう、慎重にお願い申し上げます。</p>